

札幌市屋外広告物条例・規則の改正について

平成 30 年度第 1 回 屋外広告物審議会における審議内容

- ① 掲出終了後の広告物を除却するタイミングについて、具体的な数字を入れたほうがいいのではないか。
- ② 事務局が他都市を参考に設定した経過措置 3 年は長すぎる。早急に周知を図り少なくとも半年くらいの中に全部を臨時的に処置していくことが必要ではないか。

① 広告物を除却するタイミングについて

	除却	報告
現条例	直ちに除却	報告規定なし
当初提示案	直ちに除却	遅滞なく報告



修正案	5 日以内に除却	遅滞なく報告
-----	-----------------	--------

《参考 1 : 札幌市屋外広告物条例》

第 17 条 この条例の規定による許可を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は次条の規定により許可の取消しがあったときは、広告物等を直ちに除却しなければならない。

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 13 条又は第 17 条の規定に違反した者

《参考 2 : 道内他都市の屋外広告物条例（除却関係）》

都市名	除却	報告
北海道	5 日以内に除却	遅滞なく報告
小樽	5 日以内に除却	遅滞なく報告
旭川	遅滞なく除却	遅滞なく報告
函館	5 日以内に除却	遅滞なく報告
札幌	直ちに除却	報告規定なし

② 本条例等改正に係る経過措置について

	経過措置	対象者
当初提示案	3 年	



修正案	1 年	施行規則第 16 条における特例対象者（削除予定）も対象に追加
-----	------------	---------------------------------

1 条例改正施行に伴う臨時点検について

点検をするとコストがかかる。事故等が起きていない時点で、例えば一斉点検を指示すると設置者の負担が大きく、そこまでは負担を強いられないと考えている。
なお、単純に点検1件10万円掛かるとして点検対象とする看板を10,000件と仮定すると、総費用は10億円。行政での補助についても困難。

2 定期点検について

経過措置なしで施行する場合でも、広告物の申請時期によって、初回の安全点検報告書が出てくるまでに最大3年かかる。しかし、設置者等に今回の条例改正の主旨を理解していただき、更新時期等に関わらず自主的に安全点検を行っていただくよう働きかけるなどの活動を積極的に行い、移行期間中の安全性の担保に努める。

具体的には、現在広告物掲出の許可を受けている設置者、管理者の両者へダイレクトメールを送付するほか、本市ホームページへの掲載、屋外広告物講習会や安全点検講習会開催時での呼びかけなどを検討している。

3 条例改正の影響を受ける広告物およびその割合について

今回の条例改正に伴い影響を受ける広告物は、以下の3パターン。

A 有資格管理者を要する広告物のうち、法人特例で管理者登録をしているもの

B 1基10㎡以下の広告物で、無資格管理者であるもの

C 1基10㎡超の広告物で、許可期間1年かつ無資格管理者であるもの

- ・ Aについて、本市では管理者を要する広告物のほとんどは、法人として管理者登録されている。当該管理者のうち法人特例に該当するものの割合については不明だが、母数が大きいため一定数はいるものと推察される。
- ・ Bについて、広告物更新申請時に新たに有資格の点検者が必要となり、影響は大きい。
- ・ Cについて、有資格の点検者に加え、常時必要な管理者を有資格者に変更する必要があるため、特に影響は大きい。

なお、BまたはCに該当する申請および物件の数は点検対象とする広告物の1割程度となっている。Cは当初、経過措置の対象に入れていなかったが、影響の大きさおよび対象物件が想定より多かったことから、経過措置の対象とする。

4 経過措置期間について

経過措置を1年または半年とした場合の影響は下表のとおり。

経過措置	1年	半年
A	建築士や特殊電気工事士の資格を有する者が必ず社内にいるため、それらの者が2～3月に開催している本市（北海道と共催）の屋外広告物講習会を受講することで有資格者の点検者要件を満たす。	本市で開催する屋外広告物講習会の日程を変更するか追加をする必要有。

B	自前で有資格点検者の育成をすることが（期間的に）可能。	対象資格の日程等（別表参照）から、経過措置期間内に自前で有資格点検者を用意することができない。
C	非常に重要な、常時必要な管理者の変更について、確実に対面での説明が可能。 自前で有資格の管理者および点検者の育成をすることが（期間的に）可能。	確実な周知徹底という点で、経過措置1年の場合に比べて劣る。 対象資格の日程等（別表参照）から、経過措置期間内に自前で有資格の管理者および点検者を用意することができない。

別表 屋外広告物関係試験等日程（目安）

資格	試験時期	（最終）合格発表時期
屋外広告士	10月	12月
一級・二級建築士	7月（学科）、10月（設定製図）	12月
特殊電気工事資格者	2月（上旬）	2月（下旬）
	2月（受講のみ）※実務経験他要件あり	
電気主任技術者	9月、（11月：1、2級のみ2次試験で）	2月
広告美術仕上げ1級	前期：実技7月、学科8月 後期：実技12月、学科1月	前期10月、後期3月
安全点検講習会	不定期開催（受講のみ）	
屋外広告物講習会 （札幌市）	2月または3月（受講のみ）	

5 まとめ

- 元々経過措置なしでも、初回の安全点検報告書の提出には「最大3年」かかる。
- 経過措置を「半年」「1年」のどちらに設定しても、約9割の広告物に影響がない。
- 経過措置「半年」にした場合（安全点検報告書の提出は「最大3年半」）、約1割の広告物の管理や点検等に係る負担、影響は非常に大きい。
- 経過措置「1年」にした場合（安全点検報告書の提出は「最大4年」）、約1割の広告物の管理や点検等に係る負担、影響は経過措置「半年」の場合と比べて軽減が見込まれる。
- 今回の条例改正は設置者に費用負担を強いる内容であるため、配慮が必要である。

札幌市屋外広告物条例・規則の改正について

1 改正の理由

屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正に伴い、本市の条例・規則についても見直しを行った結果、ガイドラインの内容に順拠した規定にすることが、条例の目的である「公衆に対する危害の防止を図る」ことに大きく寄与するものと判断したため。また、ガイドラインの改正（案）以外の部分についても、今回の改正理由に合致する箇所等に対して、併せて改正を行う。

2 改正の時期

平成31年3月公布、平成31年4月施行（予定）。
今回、北海道も同様に条例改正を予定しており、利用者の利便性向上の観点から改正時期を合わせることとする。

3 改正の内容

【屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正に関連する項目】

- (1) 屋外広告物の設置者又は管理者に加え所有者は又は占有者も、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する義務があることを明記する。(別表1)
 - ・何らかの理由で「設置者」「管理者」のいないような広告物を含め、すべての屋外広告物に対する管理義務を明確化
 - ・管理内容に除却も含むことを明文化
- (2) 屋外広告物の設置者若しくは管理者又は所有者若しくは占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者（以下、点検者という。）に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分などの劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を設ける。
 - ・対象屋外広告物
管理者を要するすべての屋外広告物
 - ・点検者資格
別表2のとおり ※広告物の大きさ等に関わらず一律
- (3) 屋外広告物の設置者若しくは管理者又は所有者若しくは占有者は、許可の更新等を行う場合に、上記(2)の点検結果を市長に提出することを規定する。
 - ・点検結果の提出のタイミング
許可の更新時（広告物の多くは3年に1回）や市長が安全管理上、必要があると認めた場合（危険個所が見つかったときや一斉点検を行う場合等を想定）
 - ・点検報告書
様式を一部修正（点検者欄の追加）および別紙で写真添付を義務付ける。併せて点検者の資格を証する書面の写しの提出を求める。

※資格を有する管理者が必要な広告物のみ

【その他の改正項目】

①

(4) 除却届の規定を設ける

(理由) 除却については、義務が規定されているのみであったが、他の条例制定自治体では広告物を除却した場合に届出を行うことが義務付けられていることが多い。そのため今回、管理内容に除却も含めることを明文化することを機に、具体的な届出方法等を定めることが適当と判断したため。

(5) 1基当たりの表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物について、許可期間が1年以内の場合、資格を有する管理者の選任を要しないとする規定を削除する。

(理由) 本規定の制定時(施行規則:平成11年)、有資格管理者数が少ないことを想定して、無資格管理者が管理を行う場合は有資格管理者よりも報告頻度を高めることにより報告頻度を高めることで安全性を担保しようとして定めたものと考えられる。しかしながら管理者制度が始まってから20年ほど経過し、制度開始当初と比べて有資格者が増加していることおよび本規定の存在が有資格管理者の設置を妨げている側面もあることから、このたびの改正により本規定を削除することが適当と判断したため。

(6) 管理者に必要な地方公共団体主催の屋外広告物講習会について、これまでは開催地が北海道内であるものに限定していたが、全国の屋外広告物講習会に拡大する。

(別表3)

(理由) 道内で開催する屋外広告物講習会が、特に北海道に特化したものではなく、道外の屋外広告物講習会修了者と比べて条件に差異を付けることは適当ではないと判断したため。

4 関係資料

- 1 屋外広告物条例ガイドライン(案)
- 2 屋外広告物条例ガイドライン新旧対照表(平成28年4月28日改正分)

(別表1-1) 管理義務者

管理義務者	現行	改正後
設置者	○	○
管理者	○	○
所有者	—	○
占有者	—	○

(別表1-2) 履行義務

履行義務	現行	改正後
補修	○	○
除却	—	○
その他必要な管理	○	○

(別表2) 管理者資格と点検者資格

資格	屋外広告物の大きさ		10 m ² 以下		10 m ² を超える	
	管理者	点検者	管理者	点検者	管理者	点検者
①屋外広告士	○	○	○	○	○	○
②講習会修了+1・2級建築士	○	○	○	○	○	○
③講習会修了 +特殊電気工事資格者(ネオン工事)	○	○	○	○	○	○
④講習会修了 +第1～3種電気主任技術者免状取得者	○	○	○	○	○	○
⑤広告美術仕上げ1級合格者	○	○	○	○	○	○
⑥講習会修了+点検技能講習修了者	○	○	○	○	○	○
⑦法人管理者(社内の人材で②～④を 満たす場合(複数人可))	○	×※	○	×※	○	×※
⑧屋外広告物講習会修了(のみ)者	○	×	×	×	×	×
⑨資格なし	○	×	×	×	×	×

注) 管理者は広告物掲出時に常時置いている必要あり。

B

点検者は更新時他必要なときのみ(外部委託も可、管理者と同一人(法人管理者は除く)でも可)。

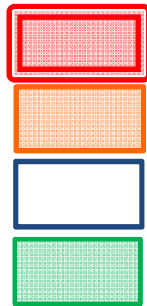
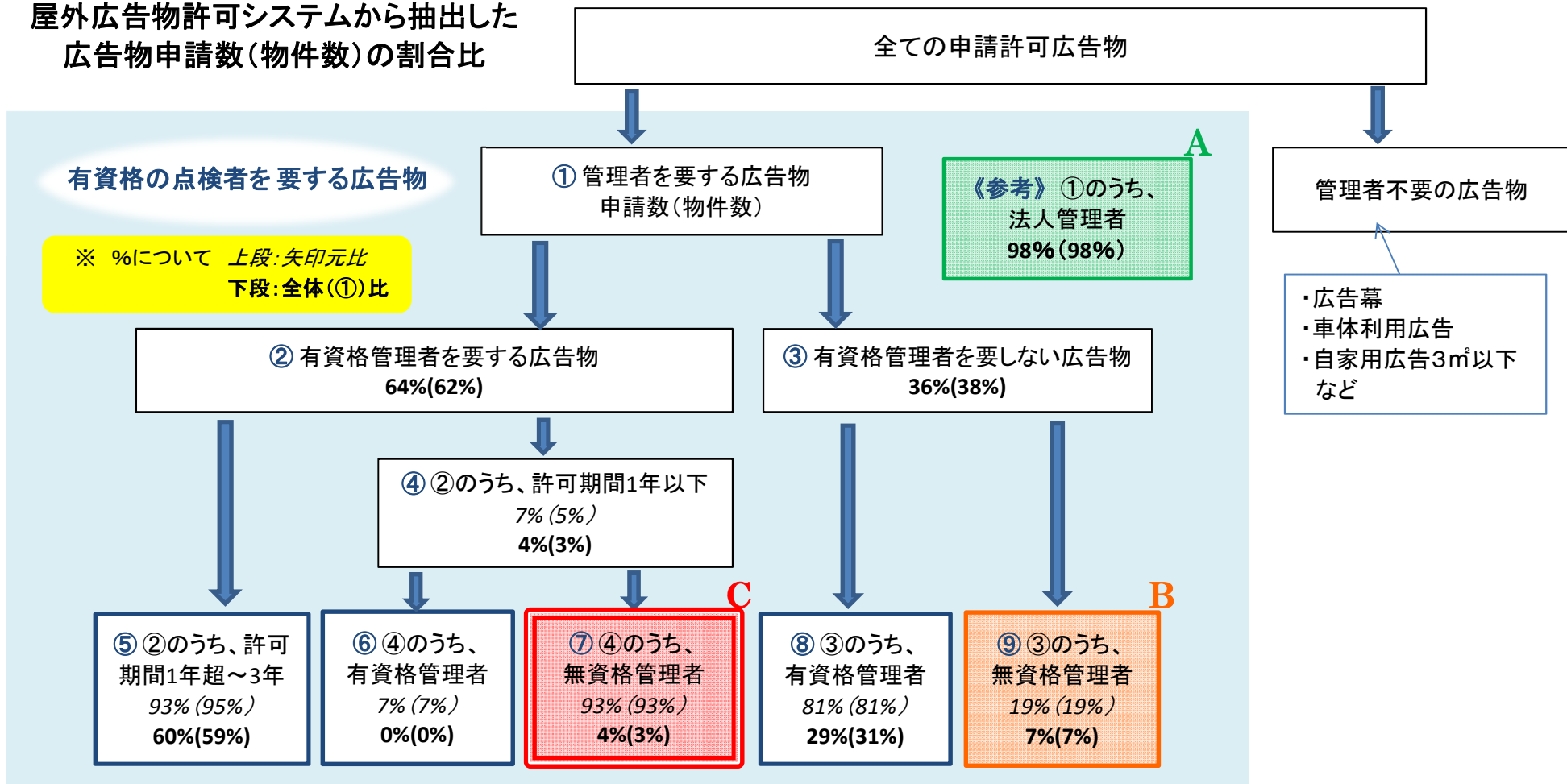
※ 法人管理者として登録していても、個人で②～④のいずれかの資格を満たしていれば、個人名にすることで点検者となることが可能。

(別表3)

屋外広告物講習会の主催地方公共団体

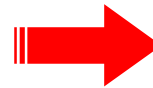
	現行	改正後
主催地方公共団体	北海道、札幌市、旭川市、函館市	全国の都道府県、政令指定都市、中核市

屋外広告物許可システムから抽出した 広告物申請数(物件数)の割合比



- …新たに有資格の管理者および点検者が必要となるため、影響が特に大きい。
- …新たに有資格の点検者が必要となるため、影響が大きい。
- …有資格管理者が点検者となることもできるため、影響は小さい。
- …法人管理者のうち、特例対象となる割合がわからないため、影響は不明。

屋外広告物講習会受講により問題解決が見込まれ、1件あたりの影響は大きくない。



★条例改正に伴う影響が大きい、
または特に大きい者
11%(10%)